令和元年9月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	矢吹貢一				
委員会開催日	令和元年9月19日(木)、9月20日(金)				
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎				
	[委員]	渡部信夫	大場秀樹	紺野長人	佐藤政隆
		西山尚利	神山悦子	斎藤健治	西丸武進



矢吹貢一委員長

商労文教委員会

(1) 知事提出議案:可 決…8件

※知事提出議案はこちら[PDF]

(2) 議員提出議案: 否 決・・・1件

※議員提出議案はこちら[PDF]

(3)請願:不採択・・・4件

※請願はこちら

(9月19日(木) 企業局)

神山悦子委員

会計年度任用職員に関して聞く。企業局では何名が対象となるのか。

経営・販売課長

企業局においては現在、臨時事務補助員2名、嘱託員が2名おり、この4名が会計年度任用職員制度の対象になる予定である。

神山悦子委員

この制度に関する条例の見直しがそれぞれの部局に出ている。国の法律が変わって、非正規雇用であっても一定の期間 雇用することや、期末手当等を支給することとなったが、県として具体的な内容をどう考えているのかがよくわからない。 例えば期末手当の上限をどうするかなどはこれから決めるのか。もし決まっているのであれば、手当や3年といった期間 の考え方について聞く。

経営・販売課長

企業局において、制度の詳細については知事部局に準じて運用していく方針であり、詳細については知事部局で検討している。

なお、3年との質問があったが、恐らくそれは任用の部分だと思う。基本的に会計年度任用職員については、1会計年

度内での任用、更新については最大で3年という形になると聞いている。

神山悦子委員

詳細は決まっていないとのことだが、来年4月からは運用を始めなければならない。12月くらいまでには知事部局で詳細が明らかになると思うが、それに準じて企業局でも制度を整えるのか。

経営・販売課長

会計年度任用職員に係る制度の詳細な部分は知事部局で検討しており、企業局においては、知事部局に準じる形で整理 及び運用をしていく。

(9月19日(木) 商工労働部)

神山悦子委員

最後に説明があった商7ページの議案12号、ロボットテストフィールド条例について内容を聞く。

研究棟の一部を会議室に変更するとのことだがその背景は何か。そういった要望があったのか。また、部屋数はどうなるのか。

ロボット産業推進室長

まず、今回の条例改正案の背景について述べる。これまで研究室の募集を行ってきたが、想定より応募者が多かったため、そのニーズに応えるために研究室の数をふやしていきたいといった事情がある。

次に、研究室の数についてである。現在、研究室は13部屋あり、うち9部屋については既に入居者が決定している。今回の条例改正が認められれば、純粋な研究室が3部屋ふえて16部屋となり、会議室と研究室を兼用で使用できる部屋が6部屋ふえることになる。

研究室を借りる方からは、研究しているロボットやさまざまな備品を置いておきたいとの希望が多い。現行では貸し出し倉庫を6つ整備しているがこれはすべて埋まっている。そこで、入居者に対応するために倉庫をふやしたいと考えており、今回、倉庫を4つふやし、月単位で賃貸できる倉庫を10個にしたい。

神山悦子委員

部屋等をふやすことによる予算の増額はあるか。

ロボット産業推進室長

今回の改正では、部屋は改装せずに月額の料金を設定するだけなので、表札を変えるといった軽微な費用が発生する可能性はあるが、基本的には大きな工事を伴うものではない。

神山悦子委員

この施設の利用者は大学や企業であると思うが、もう少し詳細に説明願う。

ロボット産業推進室長

今回の改正は主なターゲットを入居者としている。現在、9事業者の入居が決まっており、その内訳は大学が2つ、企業が7つになっている。いずれの入居者も本社機能を置く、営業活動を行うというよりは、ここで研究開発を進めていく目的で入居している。

入居者に聞いたところ、研究には、日々、研究開発で機体を改良し、実際に試験をしてデータをとり、その結果でまた 開発を進めるといったサイクルがあるとのことだが、この施設では一歩外に出れば試験をできるフィールドがあり、開発、 実験、データ取りのサイクルを早く回すことができるのが魅力とのことであった。

研究開発の内容としては、ドローンが4項目、自動走行の会社が2項目で、そのほかは細かく分かれるといった内容となっている。

渡部信夫委員

商2ページ、福島県産品再生支援事業についてだが、先ほどの説明では事業計画の話が幾つかあり、加工食品の販路拡大や大型展示会等の説明があった。各事業別に、詳細や内訳を説明願う。

県産品振興戦略課長

今回予算を計上しているのは、スーパーマーケットトレードショーという全国の大型展示会に対して、本県の事業者に 出展してもらうための委託費用等である。

県産品振興戦略課で予算化している大型展示会への出展事業としては、工芸品を対象にした、インターナショナルギフトショーというイベント、海外輸出に向けてのFOODEX(フーデックス)という大型展示会への出展と、前述のスーパーマーケットトレードショーである。このショーの予算は、あくまでも国内向けのバイヤーや流通事業者との商談に使うための事業費となる。

渡部信夫委員

トレードショーやFOODEXといった説明があった。私が知る限りこういったイベントは、毎年定期的に開催されていると思うが、どうして補正予算で増額するのか。この増額分については当初予算には含まれていなかったのか。

県産品振興戦略課長

当初予算では先ほど説明したFOODEXとインターナショナルギフトショーと今回補正予算で計上しているスーパーマーケットトレードショーの分について予算化していなかったが、事業を進める中で県内の事業者からその展示会について予算化してほしいとの要望があった。この展示会には昨年度も出展していたがその際には農林水産部の予算で出展していた。今年度農林水産部で予算計上がなかったので、県産品振興戦略課で予算を計上して県内の事業者とともに出展することとなった。

渡部信夫委員

内容は大体わかった。

歳入の財源について、農業総務費補助金の定額と記載されているが、これはどういった意味か。

県産品振興戦略課長

これについては農林水産部の予算を活用することとしている。この経費については国の予算を活用して事業を行う予定である。

渡部信夫委員

先ほどは農林水産部で予算計上がないとのことであったが、なぜ財源が農林水産業再生支援交付金なのかがよくわからない。歳入の原資が農林関係であって、事業を行うのが商工関係とはどういったことか。

県産品振興戦略課長

委員指摘のとおり、農林水産部の予算を活用して実施するが、事業の実施自体は商工労働部観光交流局で行う。これ については、農林水産部と事業の進捗等についていろいろと意見交換を行い、県産品振興戦略課で事業を執行すること となり、今回予算を計上している。

渡部信夫委員

よくわからない説明であったが、予算が確保できていることについては一応了解した。

次に、商4ページの福島インバウンド復興対策事業である。オリンピックに向けた発信をしていく、東北への誘客を 促進していくとの説明であった。オリンピック発信については、これも当初予算でいろいろな事業計画があったように 思うが、今回オリンピックに向けての発信強化に関する補正計上について改めて詳細を聞く。

また、東北誘客はどのような事業を行うのか。

観光交流課長

まず、オリンピック・パラリンピックの情報発信であるが、これは国の東北観光復興対策交付金の追加事業として募集があったものである。3月に行われる聖火リレーが世界からも非常に注目されるといったことがあり、海外メディア

に対しての情報発信を行うため今回要求した。

次に、旅行商品造成支援事業についてである。昨年の本県の海外旅行客は14万人泊でかなり伸びている。ことしも前年比30%と各国からの誘客が伸びている。この勢いを2020年のオリンピック・パラリンピック、2021年の東北DC(デスティネーションキャンペーン)につなげていく。また、ことし10月から仙台空港のタイの定期便、山形空港の定期チャーター便が運航するとのことなので、この流れを逃すことなく支援策を実施して、本県への誘客につなげたい。

渡部信夫委員

この事業についての歳入の記載で今説明のあった東北観光復興対策交付金とあり、この項目の補正予算については恐らくこの交付金が充当になると思う。ここで10分の8以内とあるが、これを見る限りではその原資となる繰入金は事業費の10分の8となっていない。この10分の8とはどの部分なのか。財源内訳について聞く。

観光交流課長

東北観光復興交付金には直接旅行をする方の造成支援といった性格があるので、旅行商品造成支援事業はこの対象にはならず、この分については、繰入金で全額対応している。残りの事業については10分の8以内となっている。

佐藤政隆委員

企業立地資金貸付基金については復旧、復興事業の終了で国へ返還するとのことだったが、実態として終了しているのだと思う。その一方で補助金事業についてはしっかりと行っているが、この辺について詳しく説明願う。

企業立地課長

ここで行っている復旧・復興支援事業は、中小企業等復旧・復興支援事業というもので、震災により被害を受けた県内中小企業者の県内での事業再開を支援するための制度である。通常の企業立地資金等とは別の資金であるが、この財源について企業立地貸付金を利用していた。この企業立地貸付金は、企業立地を促進するために補助金以外の資金を金融機関から借りる際の原資とのことで、昭和57年から造成している。東日本大震災を機に国の承認を得て、今述べた中小企業等復旧・復興支援事業に原資を充当していた。今回過去に実施した復興支援事業の残額が確定したことから国への返還を行う。

なお、中小企業の復旧・復興支援事業の原資については、平成28年度から別の財源で賄われているので、この財源を 活用して引き続き中小企業の復旧、復興を支援していきたい。

佐藤政隆委員

この文面を見ると、県内中小企業の復旧、復興が終わったとの解釈ができるが、それでよいか。

企業立地課長

中小企業等復旧・復興支援事業については需要があるので、今後とも別の財源で行っていく。

神山悦子委員

昨年の観光客入り込み数が震災前と比べて98.5%になったとのことである。教育旅行については変わらず大変と思うが、どのぐらいまで回復したのか。

観光交流課長

教育旅行については平成29年度に48万8,000人となっている。震災前が67万人なので回復は68.8%にとどまっている。 キャラバンやホープツーリズムの取り組みを進めて、引き続き回復に努めていきたい。

神山悦子委員

ロボットテストフィールドの施設でひびや傾きがあった件について聞く。そもそもどうしてこういったことが起きた のかが全くわからない。調査中であるとは思うが、判明している部分について聞く。

ロボット産業推進室長

水中、水上ロボットの試験を行う施設である大水槽の工事についてである。この大水槽の工事において、水槽のコンクリートの躯体にひび割れや沈下に伴う傾きが生じた。現在、原因の分析について有識者の意見を聴取しているところ

であるが、コンクリートのひび割れについては、完全に防ぐことが困難な収縮などが原因で発生したのではないかとのことであり、沈下に伴う傾きについては、仮設土どめの鉄板の引き抜きに伴って周辺の地盤が移動したことが原因と推測している。

今後引き続き有識者の意見を聞いて適切に判断していきたい。

神山悦子委員

大水槽工事と建屋工事の契約金額は幾らか。

ロボット産業推進室長

大水槽工事は室内の水槽なので建物が附属する。大きくはこの2つに分けて工事を進めており、現在の契約額は大水槽の工事が約4.5億円、建屋の工事が約6.2億円となっている。

神山悦子委員

合計で10億円以上の金をかけている。コンクリートがひび割れているとのことであるが、地盤そのものが本当に大丈夫だったのか。私は素人なのでよくわからないが、設計者に対してもきちんと調査しているのか。

ロボット産業推進室長

大水槽を設置した地盤については事業者のもとで設計している。ボーリング調査を行い、どの程度まで軟弱な地盤なのかを調べた上で、適切な深さを地盤改良して、その上でコンクリートの水槽の駆体を設置している。

神山悦子委員

この設計業者はプールの大水槽工事のみでなく全体の設計に携わっていると聞いたが、全体を調査したら先ほど説明 があったとおりだったということか。

ロボット産業推進室長

ロボットテストフィールド全体は50haある。その全体について要所でボーリング調査を行っている。特に重量物を設置する場所や、高い建物が建つところについては重点的にボーリング調査を行い、その地盤の軟弱さや堅さを深さの程度ごとに調べている。

神山悦子委員

調査を行っていたとのことだが、業者の設計に従って工事を行っているのであればなぜこのようなことになったのか。 ロボット産業推進室長

先ほども述べたとおり、ひび割れについてはコンクリートの工事では完全に防ぐことが困難な収縮などが原因で発生 したと考えている。傾きについては、仮設土どめ鉄板の引き抜きに伴い、周囲の地盤が移動したことが原因と推測して いるが、引き続き有識者の意見を聴取している。

斎藤健治委員

コンクリートの工事で収縮を完全に防ぐことができないなどとんでもない話である。何百 t も水が入る防火水槽などはどこにでもある。それが壊れるといったことなど普通はない。地盤にしてもどの程度までくいを打つか計算して耐えられるものをつくるのが当たり前である。コンクリートが収縮してひび割れるなどといったことは絶対にない。そのような工事を行っていればやり直しである。

神山委員は素人なので優しく言っているかもしれないが、私は商売柄60年以上こういった仕事に携わってきた。コンクリートの水槽の仕上げなども行っている。コンクリートそのものは別業者の仕事であるが、私の会社で防水工事を行うなどといったことを今まで何十件も担当してきた。それでコンクリートが割れたなどといったことはない。そのようなことであれば水槽などつくれない。そういったとんでもないことがあればやり直しである。原因究明をきちんと行ってほしい。設計に携わった者に原因がある。だめなものはだめであるので、そのような使えない見積もりをする業者は役に立たない。大変な金を投入しているので、きちんと対応願う。

事業を始める前から壊れた施設を使用することなどできない。地盤についてもくいをしっかり打っていなかったから

そういったことになる。コンクリートの水槽をつくる際にはくいを打って地盤を改良し、その上に水槽をつくる。つまりひびが入って水が漏れるなどとはその計算を何もしていなかったということである。もう一回きちんと調べて、完全に使えるようにしてもらってから使う。それをできないのであれば違約金を取って県でやり直せばよい。それが当たり前である。

部長はそういったことをよく頭に入れて事業を行ってほしい。ロボットテストフィールドは先端産業を行う場所である。それが始まる前からプールが壊れているなどとはどうなっているのか。このロボットテストフィールドは日本有数の施設で、さまざまな先端産業を推進するための実験ができると言っているのに、このような故障している施設など使えるのか。きちんと検証して使えるようにしてもらわなければ絶対にだめである。悪いが全部壊してやり直しである。始まったばかりで水漏れがしているプールをそのまま使うなどはあり得ない。恥ずかしいと思わないのか。

県がきちんと取り組まなければ業者もいい加減な対応しかしないとはっきり述べておく。ぜひしっかりと対応願う。 商工労働部長

室長から説明があったとおり、現在コンクリート工学等の専門家の意見を聴取して、確認を行っている。そういった 専門家の意見をもとにしながら、委員の指摘を踏まえてしっかりと対応していきたい。

斎藤健治委員

私はきちんと使えるようにしなければいけないと述べている。意見など聞かなくてもよい。意見を聞くならそれでよいが、きちんと使用可能なものをつくってもらいたい。

今壊れているのであればそれを直せばよい。それは業者が悪い。これをそのままにするなどはあり得ないとはっきり述べておく。しっかりとしたものをつくってほしい。先端産業の現場でそのようなことがあったなどと言ってはいられない。

部長の責任とするので、これをしっかりと捉えて取り組んでほしい。

商工労働部長

まずは専門家の意見をきちんと確認して対応していきたい。委員指摘のとおりロボットテストフィールドはイノベーション・コースト構想の中核的な施設である。その中においても大水槽は水中ロボット等の試験を行う場所であり大事な施設なので、しっかりと対応していく。

斎藤健治委員

参考までに述べるが、アクアマリンふくしまの大水槽は、水の重さが計算できなくて建造後すぐに傾いたのでやり直した。積算ミス等いろいろとあるかもしれないが、水槽をつくるときには水の重さに影響を受けることがある。そうなった場合には業者が全て直すのが普通である。設計業者が悪いのか施工業者が悪いのかはわからないが、いずれにしろ業者の責任である。県で追加予算を投入するなどといったばかなことはできないとはっきりと述べておく。

神山悦子委員

本会議でも質問したが、イノベーション・コースト構想の最初の大きな目玉事業で、まさかこういったひびや傾きなどの工事のミスが出てくるとは思わなかったので、事態は非常に重いと思う。なぜこういったことが起きたのかよく解明しなければならない。

設計業者が悪いのか、施工業者が悪いのか、どちらも悪いのか等の責任の所在についても調査中だと思うが、そういったことが判明した時点で、そこからの予算は誰が負担するのか。現時点での考えを聞く。

ロボット産業推進室長

有識者と相談し、原因とその後の対策について意見を聞いて、県として適切に判断していく。

神山悦子委員

有識者は工事の関係者であり検証を行うのみである。

現在の契約額は10億円余りであるが、つくり直すとしたら一部もしくは全部について費用が発生する。その負担割合

や予算の執行の是非は県で判断するのではないのか。

ロボット産業推進室長

有識者とは大学教授などの学識経験者で調整している。その意見を受けて、県として適切に判断をしていきたい。

神山悦子委員

私が単純に思うのは、大きな水槽やドローンの実験に必要だからといって、こんなに大きな設備が本当に必要だった のかということである。地元で担えないほどの大きなものをつくったとしたら問題である。

また、施設の耐用年数をどう考えているのか。耐震性等も考慮して設計を委託していると思うが、どうか。

ロボット産業推進室長

耐震性、耐用年数について述べる。コンクリート構造物をつくっているので、基本的には40~50年保つ設計でつくっている。

神山悦子委員

私はイノベーション・コースト構想そのものにいろいろ疑問があり、見直すべきだと述べてきた。企業立地補助金でさまざまな企業は来るが、このイノベーション・コースト構想とどう関連していくのか。私は余りにも開きがあり過ぎると思う。こういった施設をいろいろな場所につくっているが、復興にはならないと思っているので余計に疑問である。地元の中小企業の復興に本当につながるとは思えない。大学の研究機関や新しい産業を生み出したい中央、大手はよいが、これは本来なら自分の企業で研究の部署を持って行うべきである。ロボットテストフィールドだけでも156億円使っているが、国民の税金を使って取り組む必要があるのか。

この案件はその最初のつまずきであるので、全く信用ならないと私は思っている。これはきちんと調べた上で県民や 議員に結果を公開し、皆の意見を聞いて今後について判断してほしいが、どうか。

ロボット産業推進室長

適切に説明できるように、有識者の意見をきちんと聞いていきたい。

佐藤政隆委員

ロボットテストフィールドがいよいよ来月に全面開所する。本県の技術がここから発信されていくといった部分をしっかりつくっていかなければならない。このフィールドで研究したものをほかの場所で研究発表されると困る。やはり南相馬市、福島県からしっかりと発信をしていかないと、ロボットテストフィールドをつくった意味がないと思う。そのことによって人材育成等ができてくる。9つの事業所が入るとのことなので、そういった利用者等を含めて発信の部分をしっかり求めていってもらいたいが、どうか。

ロボット産業推進室長

今年度も同様であるが、毎年11月にロボットフェスタふくしまを開催しており、県内のロボット技術を出店することとなっている。昨年度は90社近くが展示を行い、延べ9,600人が来場した。これはもちろん県外からも来場している。その場で来場者とのビジネスマッチングが生まれ、また、展示者同士の交流も進むと聞いている。

こういった大規模な展示会の場を使って福島発のロボット技術をPRしていきたい。

佐藤政隆委員

大学も2つ入るとのことだが、その研究成果を発表する場所が大学では困る。南相馬市でしっかりと研究発表してほ しい。そういったものをつくっていかないといけない。研究の一番基礎的な部分は本県で行うが、研究成果は東京あた りで大々的に発表するとなっては困る。南相馬市でなければ福島市でも郡山市でも構わないので、本県から発信する部 分をしっかりと担保してほしい。

ロボット産業推進室長

福島ロボットテストフィールドの強みは、大学で研究開発しているものを実際に動かして、例えば報道陣や将来の顧客に見せられることである。そういったことは大学の研究室内ではなかなかできない。実際のフィールドで例えばドロ

ーンを自由に飛ばす、自動走行車を走らせるといったことを大々的に見せられる場所だと思っている。

これまでもロボットテストフィールドで公開実証試験を行っており、こういった試験を行うことについて報道関係者へのPRについて県としても協力してきた。こういったことを入居者や利用者に説明し、ロボットテストフィールドはたくさんの方を集めて実験ができる場所であることをしっかりPRしていきたい。

神山悦子委員

復興庁がこのイノベーション・コースト構想の中で新規に研究拠点を整備するとのことであるが、ロボットテストフィールドとはどういったかかわりがあり、商工労働部はどこまで関与するのか。

ロボット産業推進室長

現在この議論をフォローしているが、対象の分野として、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産といった言葉が上がってきている。

最終的にはこの拠点がどういった形態になって誰が運営していくのかは議論中であるが、もちろんこの拠点と福島ロボットテストフィールドは密接に連携していくべきと思っているので、この拠点の構想がどうなるかはきちんとフォローしていく。

神山悦子委員

国際研究拠点そのものは復興庁がつくるし、県で関係するとすれば企画調整部かもしれない、また、農業分野など商業と離れる分野も扱うのかもしれないが、商工労働部としても、イノベーション・コースト構想の中で再生可能エネルギーの分野等で事業化できるかもしれない。そういったことも含めて部としてはどう整理しているのか。

産業創出課長

我々はイノベーション・コースト構想において産業の育成・集積を担っていると考えている。具体的には重点テーマであるロボットやエネルギーといった部分について担っていくものと考えている。例えば農業も重点分野となっているが、それは農林水産部が担当するといった分け方になると思っている。

神山悦子委員

先ほど部長から説明があった事項について関連するのかわからないので聞くが、例えば再生可能エネルギーについて イノベーション・コースト構想では阿武隈山系に風力発電を何十基かつくる計画がある。産業の支援といったことでは そういったものも商工労働部の所管となるのか。

産業創出課長

例えば阿武隈の大型風力プロジェクトに関しては、基本的に導入の部分で企画調整部が所管している。メーカーがその風車を建てる際に地元の企業が部品の作成やその後のメンテナンス作業に参入する場合、商工労働部として企業の支援をするといったかかわり方になる。

神山悦子委員

県はドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州と連携協定を結び、知事はスペイン等の新しい場所にも赴くとのことである。しかし、どういった観点で行くのかがわからない。我々は大型の風力発電より、地域主導型、住民参加型のものを考えたほうがよいと思う。知事はそういったところに行って今度は何を取り入れて県の産業に結びつけようとしているのか。部としてはどう考えているか。

産業創出課長

委員指摘のとおり、今回知事がスペインのバスク州を訪れる。バスク地方は有数の風力産業の集積地である。世界でも3本の指に入るシーメンスガメサという風車メーカーの本拠地でもある。まだ決定ではないが、阿武隈のプロジェクトにおいてその風車メーカーが関与するとすれば、地元の企業が風車の部品を供給する先としてやりとりをスムーズに行うのは無理がある。そこで、そういったことをスムーズに進めるために我々がいろいろな支援をする必要があり、それを目的の1つとして、今回知事がバスク州に行くことになる。

神山悦子委員

私もドイツでの海外行政視察において住民参加型の風力発電、地域発電や廃炉の技術を見てきた。ヨーロッパでなぜ 再生可能エネルギーが発展したのか、どうやって発展したのか、何が発展しているのかをきちんと酌み取って、よいも のについて、本当に本県でつながるようにしてもらいたい。大きいものだけつくればよいといった話でもないし、一旦 つくったものは将来にわたって維持していくことになる。本当に産業をつくっていくのであれば、そういったところを 見てきた上で生かしてもらいたい。ドイツは原発をやめて再生可能エネルギーに切りかえたが、それは国主導のみでは なく住民と共同して行ってきたと聞いている。産業集積を図って阿武隈地域を本当にモデルにするのであれば、地元の 企業が復興した姿を見せることが本当の意味での全国のモデルになる。先端産業を推進するのはよいが、私は余りにも 違うことになっていると感じており、余り希望は持っていない。しかし、先ほど述べたようなことが必要だと思うので 意見を述べておく。

また、イノベーション・コースト構想全体でどうやって雇用につなげていくのか。ロボットテストフィールドのみでは雇用はそこまで生まれそうにはないし、全体の雇用についてはどうやって生み出そうというのか。目標があれば聞く。

産業創出課長

特段目標はないが、例えば我々が実用化開発の補助、支援をしている中で、事業を提案する企業には売り上げや雇用についても目標として記載してもらっており、それを実現させるべく開発を補助している。個々の目標としてはそういった部分で把握しており、外からの企業立地についてもイノベーション・コースト構想に位置づけ、その部分では雇用が生まれるといったたてつけで構想を推進している。

神山悦子委員

いろいろな事業の立地補助金があって雇用を生み出すことになると思うが、イノベーション・コースト構想や浜通りの復興全体をどうしていくのかを、きちんとわかるようにしないといけないと考えていた。雇用創出と言うのであればそれなりの目標が必要であり、その上でどうやったらそれを生み出せるのか、何を目指していくのか、呼び込み方だけでなく地元にある企業をどうやって再生させていくのかをもっと打ち出したほうがよい。雇用も含めてそろそろそういったものをもっとわかるようにすべきである。

いろいろなものがつくられていくが、あと1年半で復興10年と言いながらもっと続けるのであれば、基礎になるものを持たないといけない。金をかけた効果が何だったのかとならないようにするためには、今からつくっていくしかないと思う。それについて部長も含めて検討し、雇用も含めてきちんと県民に示すべきだと思うので、意見として述べておく。

紺野長人委員

ロボットテストフィールドの収支の状況を適正に判断するために聞く。先ほど2つの大学が使用するようになったとの説明があったが、大学名と、それぞれの大学からどのぐらいの年間収入があるのかを聞く。

ロボット産業推進室長

ロボットテストフィールドに入居が決まっているのは会津大学と東北大学である。年の途中で退出する可能性を別にして、確定している部分の収入については、入居料が月10万円程度なので、それを掛け算していくことになる。

そして、入居企業はその多くが施設を使うので入居料プラスアルファで使用料が発生していく。

大場秀樹委員

今月施行された商業まちづくり推進条例について聞く。審議会等でさまざまな議論があったと思うが、基準店舗面積を6,000㎡から8,000㎡にふやした根拠は何か。

商業まちづくり課長

条例に基づく届け出の対象となる特定小売商業施設の基準店舗面積については条例施行時から6,000㎡としていたが、 条例施行後10年以上経過している中で、大型店の立地状況や消費購買動向、さらに今回、商業まちづくり基本方針の見 直しに当たり、県民や市町村にまちづくりのアンケートを行ったが、その結果も踏まえ、基準店舗面積の適正な規模について商業まちづくり審議会において検討することとした。その結果、大型店の立地状況については、他県より少ない状況になっており、消費についても県外への流出傾向が出てきていた。また、県民や市町村へのアンケート結果で大型店の立地抑制について質問したところ、引き続き抑制は必要だがある程度の緩和も必要との意見が県民と市町村において最も多かった。そういった点や地域経済の活性化と県民生活の利便性の向上を踏まえた中で、今回基準面積を引き上げることとした。

2,000 ㎡の引き上げについては、基本的には、隣町のまちづくりに大きな影響を与えない程度のものといったことを前提としており、この面積であれば大きな影響はないのではないかと考えている。8,000 ㎡の具体的な算出根拠としては、国の都市計画法等の改正によって、床面積が1 万㎡を超える大規模集客施設について郊外への立地が抑制されているが、その点に着目して、東北管内における1 万㎡を超える大規模商業施設の床面積における店舗面積の割合を算出したとこる大体80%であったため、今回、8,000 ㎡へ引き上げを行った。

大場秀樹委員

8,000㎡になったことで出店しやすくなったと思うが、今後数年以内に届け出を予定している店舗はどのくらいか。 商業まちづくり課長

今後の出店予定数はまだわからないが、これまでは条例への抵触を避けるために5,000㎡台での出店が多かった。8,00 0㎡に引き上げたことにより、それ未満の店舗については条例の届け出の対象外となるので、8,000㎡未満の店舗については出店しやすくなったと考えている。

なお、今後の出店動向については、審議会からは、まちづくりや商店街への影響を懸念する声もあることから、県に おいては、しっかりとその後の消費動向や商店街への影響等も含めて検証するようにといった要望を受けており、また、 そのほかにも懸念する意見があるので、そういった声をきちんと聞きながら、しっかりと検証していきたい。

神山悦子委員

消費税関係について聞く。10月の施行が目の前であるが、中小の商店等ではポイントやキャッシュレス関係の準備が おくれているとのことである。そのあたりの準備状況等はどうなっているか。

経営金融課長

例えば、軽減税率仕様のレジの申し込み状況等については、都道府県別の内訳が出されていない。全国の数字では7 月末時点で30万件分に対して11万8,000件となっているが、その後の数字は把握していない。

神山悦子委員

消費者も大変であり、事業者も10%になることについていろいろな対応をしなければならない。事業主が高齢で事業 承継がままならない事業者はこれを機に廃業してしまうといったことも全国で起きている。そういったことはつかんで おく必要があるのではないか。

レジの申し込みは9月末までのようだが、申請が40万件とのことである。私は消費税を上げないことが一番の景気対策と思っている。原油価格も上がるようなのでこのようなときに増税などしたら大変なことになる。本県はまだ復興の途中である。県内の消費者、業者にとっても、商店にとっても混乱を招くことは必至だが、その状況くらいは県でつかんでおく必要があるのではないか。商工団体もあるので調べてみたらよいのではないか。実際始まってみたら大変なことになると思う。

今つかんでいないとすればつかむように求めたいが、どうか。

経営金融課長

消費税そのものについては本会議で総務部が答弁している。商工労働部でのかかわりとしては、例えば商工団体が4 月以降に事業者へ個別の説明会を開催する、直接専門家を派遣する等の支援を行っている。また、同時に消費税につい ての相談窓口を設けて、事業者からの相談に広く対応している。 商工労働部としては商工団体を通じて、中小規模の事業者への影響の把握に引き続き努めていきたい。

神山悦子委員

消費税の増税とともに、3年後にはインボイス制度の問題も出てくるので、これも中小業者にとっては非常に問題となる。いずれにしても中小業者の動向をきちんと把握することなしには対策も打ちようがなく、相談にも乗れないのではないか。

これは県内の景気動向にも必ず結びついてくる。観光誘客等に取り組んでいるが、この問題に足を引っ張られるのでないか。今からでも遅くないのでぜひ状況をつかんで、適宜、記者発表でも何でもよいので現況を伝えてもらいたい。 そうしないと中小業者は悩むのみである。事業承継どころか廃業などになってはいけないと思うので、そういったことに対策をとらなければいけないと思うが、どうか。

経営金融課長

レジの補助制度は一例であるが、これについては国が直接募集をかけているものであり、現況は国で把握しているものの、その中で県として個別に把握することは困難である。我々としては商工団体を通じて具体的な影響についての声を拾っていきたい。この制度は9月中の購入を対象としていたが、9月中の契約、12月半ばまでの納品と期間が延長された。そういった制度変更については、商工団体を通じて会員の事業者等に、その都度チラシ等によって周知を図っており、事業者に影響を来すことのないように努めている。

佐藤政隆委員

男性の育児休業の取得についてである。今回の内閣改造で小泉環境大臣の発言が話題となったが、男性の育児休業について、これから活発な議論がされてくるといった思いがある。男性が育児休業をとることによって出生率も高くなるといった議論もあり、また、育児休業を取得できるような環境をつくることが、企業の採用においても、非常にインセンティブを与えるのではないかといった議論もある。

本県の統計資料で中小企業・小規模企業振興に関する施策の年次報告の概要版があるが、資料中の5番目の柱、産業を支える「人と地域の輝き」づくりの記載で、県内男性の育児休業取得率について平成29年度には3.2%だったものが30年度には8.7%と急激に高くなっている。この辺の状況について聞く。

雇用労政課長

男性の育児休業の取得率についてである。毎年、労働条件等実態調査を実施しており、県内1,400の事業所に調査をかけて育児休業の取得状況を確認している。委員指摘のとおり、平成29年度は3.2%だったものが、30年度には8.7%と大きく伸びている。

この背景を確認すると、企業規模で見た場合に、大企業における育児休業の取得が大幅に進んでいる状況がわかった。 一方で、中小企業における育児休業の取得はまだ3%台程度という状況がデータの分析でわかった。育児休業取得については大企業を中心に企業の理解や従業員の意識の変化が進んでいるものと考えるが、今後、中小企業にも育児休業をより取得してもらうことで、仕事と生活の調和がとれた働き方ができるような環境づくりが進むよう、県としても中小企業を中心に周知啓発に努めていく。

佐藤政隆委員

そうするとこの統計については、県内大企業の育児休業取得率が大きくなったと理解してよいのか。また、県内の大 企業で育児休業の取得率が高くなると、県内の地場の産業にも当然よい影響があると思うが、どうか。

雇用労政課長

先ほど説明ができなかったが、1,000人以上の従業員がいる企業については、育児休業の取得率が19.6%と非常に大きくなっている。今後、こういった育児休業が進んでおりモデルとなるような先進事例等について、県内企業に横展開が図られるように、周知啓発等に生かしていきたい。

佐藤政隆委員

小泉大臣については来年1月くらいに出産予定なので、それ以降に関心が大変高くなると思う。本県の取得率が3.2% から8%に上がった状況について、中身は別としても県内にもっと誇らしく報道させていくべきであり、そのことによって雇用者が県内に定着していく、売り込んで呼び込んでいくこともできると思う。こういうところはもっと大々的に行ってもらいたい。本県は取得率が3倍近くにも伸びている部分をしっかり周知してもらいたいので、よろしく願う。

次に、インバウンドについてである。外国人宿泊者で多いのが台湾、タイ、中国、ベトナムであり、宿泊者が1万人となっている。そうした中で、台湾のチャーター便について懸念している。台湾からの客について、本県からの便が6割ぐらいしか入っていない状況がある。その辺のところにしっかりと対策を打っていかなければならない。台湾から来るが本県から行かないといった形になると、やはり航空会社が採算の面で難色を示してくるのではないかと思うので、そのあたりの対策について聞く。

また、豪華客船についてである。こういった意味では本県の主要な港は小名浜港になろうかと思う。飛行機や列車を活用する旅行商品もあるとはいえ、年をとるとゆったりと旅行をしたいとの話もある。そういったことからすれば、小名浜港に豪華客船をきちんと入れるようにして、そこをベースにしながら本県の観光地をめぐるようなコースをしっかりつくっていくことも必要だと思うが、どうか。

空港交流課長

まず、台湾の定期チャーターの状況である。委員指摘のとおり8月末の数値で述べると、インが89%、アウトが59% 弱であり、ならすと75%程度にとどまっているが、福島からのアウトの需要が非常に低い。今後の完全定期化を目指す 上では、さらなるアウトの需要を喚起することが重要と認識している。

今年度の下期に当たり、交流のある市町村や団体にピンポイントでPRした結果、11月には玉川村、大玉村、北塩原村による大々的な3村合同のチャーターの利用が予定されており、これから秋口、年末年始にかけてはふくしま台湾友好協会の大型利用が予定されている。

また、我々としては福島空港の利用圏域として栃木県も想定している。特に栃木県の県北エリアの方々にはいろいろなところで福島空港を利活用してもらっているので、そういったところで利用促進を図っていきたい。効果的に県民に周知広報するために、先週、先々週とテレビ広報で台湾の定期チャーターの魅力を発信する特別番組等を放送して需要喚起に努めている。

今年度、悲願の定期チャーターが運航されているので、これを例えば今後は教育旅行等にも活用できるように、多チャンネルでいろいろPRし、何としても2年後の定期化実現に向けて尽力していきたい。

観光交流課長

外国クルーズ船の誘致の関係については、ハードの部分で港湾課と連携しながら進めている。観光交流課ではクルーズ船に寄港してもらうための活動として、今年度外航船の船主を中心とした招聘事業を実施している。また、クルーズ船の船主向けに本県の観光地等を紹介するプロモーションビデオの制作や、ポートセールス、旅行エージェントの商談会を予定している。そして、広域の観光周遊ルート向けの来客対応として、クルーズ船利用者へのウエブ調査や本県に対するニーズ等を調査し、それに合わせてモニターツアーも実施する。県内での受け入れとしてはバスツアーやタクシープラント等を検討して、どのような形でモデルコースが設定できるかについて、今年度取り組むこととしている。

佐藤政隆委員

先ほど触れてもらったが、玉川村、大玉村、北塩原村の美しい村連合でチャーター便を用意して台湾に行く企画がある。私も声をかけられたが選挙もあり、時期的には無理なので今回協力できないかもしれないが、そういった状況の中で頑張っている市町村もある。そのようなところを通しながらしっかりと対応願う。

神山悦子委員

観光の関連で聞く。今もインバウンドの話があり、空港についてもそうであるが、来てもらうための施策は多くある。 以前に県内旅行での補助の施策を出したときは非常に喜ばれたと思うが、なぜ県民が県内を観光するときの補助制度が ないのか。県民がこれだけの痛みを受けている中でそういった県の制度があってもよいのではないか。以前はそういったものがあったが、今はもうなくなってしまったように思う。来てもらうことばかりではなく、県内での交流を考えるのも1つの方法であると思う。来年度の予算に向けてそういったことを考えてもよいのではないか。

空港交流課長

福島空港利用の面から回答する。福島空港はもとより県民空港と考えており、県民の利用が最優先の課題と思っている。国際線の利用、チャーターの利用では旅行会社がいろいろと企画した商品を購入してもらい、例えば台湾やベトナムに行ってもらうこととなるが、1人当たりのインセンティブは県費で準備して利用促進を図っている。

国内線については、札幌と大阪の路線は空港にとって基幹路線であるので、利用促進を図っている。例えば、子供が 修学旅行で使う際の団体旅行の補助や空港までのバス代の助成等、さまざまな施策を展開しながら、県民が使いやすい ような利用形態に少しでも近づけている。

また、当然のことながら福島空港までのアクセスが大事になってくるので、例えば乗り合いタクシーにも助成金を支出し、空港までの足という部分でも利便性を高めている。

神山悦子委員

ぜひもっとアピールを願う。

最低賃金について、大手は育児休暇等さまざまなことに対応できると思うが、県内に多いのは中小零細業者である。 その企業に対して、県が何らかの助成をしなければ同じ制度を使えないのではないか。そこをやはり県がもっと目に見 えるようにすべきではないのか。国にも補助制度の枠があるが、国の制度で使いにくいものはきちんと県で応援するべ きである。中小企業で働いていても同じような制度が利用できるようにしなければ、本当の制度の広がりはないと思う。 そういった金の使い方をすべきと思うが、どうか。

雇用労政課長

最低賃金についてだが、中小企業が賃金の引き上げをできるようにするためには、生産性をしっかり向上させて、賃上げができるような足腰の強い経営体制づくりが大切だと考えている。

そのためにも、労働者の長時間労働を削減することや年休を取得しやすくなるような、働きやすい職場の環境づくりを進めることが非常に重要だと考えている。そういった職場環境づくりを通して生産性の向上を図り、賃金引き上げにつながるように、県としては独自の奨励金制度も創設している。このような制度の一層の活用を促していきたい。

坂本竜太郎副委員長

育児休業もそうであるが、自分には縁のないことで質問する。酒についてである。

ちょうど1年前にこの委員会で、県内での酒まつりについて西山委員から提言があり、総括質問でも言及があって、 その開催が1カ月後に迫っている。これは商労文教委員会での大きな実績だと思っている。先月の新橋での開催は大変 よかった。報道も目にしているが、改めてその後の評価について聞く。

また、初となる福島駅前での酒まつりについて、あと1カ月近くと迫ったので相当煮詰まってきて精度が高まったと 思う。これまでの説明よりも深まった部分があれば、具体的に説明願う。

県産品振興戦略課長

金賞受賞数7年連続日本一の福島の酒を県内外の方に楽しんでもらうために、紅葉季節のベストシーズンに合わせて、10月26日土曜日、27日日曜日の2日間、初となる酒まつりをJR福島駅東口駅前通りで開催することとした。

現時点で参加蔵元数が57蔵、酒の銘柄数は160銘柄が出店予定であり、規模的には新橋のSL広場のイベントよりも大きくなるとのことで準備を進めている。

また、今回は「味噌醤油まつり」も同時開催となる。県内の品質の高いみそやしょうゆ、それを使った料理を提供するなど、酒とあわせて「醸造王国ふくしま」を全国に発信していきたい。

先月の8月29日、30日に東京都新橋で開催した「ふくしまの酒まつり」において3万人を超える方々にPRをしたほ

か、旅行会社へ商品造成を働きかけており、今回は紅葉に合わせて福島で楽しんでもらうため取り組みをしている。

さらに、県内に留まらず、宮城県、山形県、栃木県、茨城県等の隣接県と首都圏でメディア広報等により周知を図っていきたい。

また、9月20日から、福島においては県の観光物産館コラッセ、東京においては日本橋のミデッテで前売り券を発売する。

成功に向けて準備していくのでよろしく願う。

坂本竜太郎副委員長

来客のための取り組みとして、近隣各県に対してのPRも丁寧にしていくのは大変ありがたい。局長説明でも県内外とあったが、こういったものはどうしても福島市が中心にならざるを得ない。公共交通機関を使えば中通りの方は来場がしやすいと思うが、先ほどの神山委員の視点とも重なる部分として、広く県民にまず知ってもらって、参加できなくてもそれぞれにしっかり受けとめてもらえるようなあり方について、粘り強く工夫を願う。

この酒まつりの成功を心から祈念して、商労文教委員会のすばらしい集大成にしてもらいたい。

次に、「味噌醤油まつり」について詳細に説明願う。

県産品振興戦略課長

チラシができたので後ほど各会派に届けるが、「味噌醤油まつり」については先ほど述べたとおり、非常に品質が高い 県内のみそとしょうゆを用いる祭りである。会津の料理人に特製のレシピでつくってもらった料理を提供するほか、ちょうど寒くなるシーズンなので、例えば豚汁等おいしいみそでつくったものを提供して、特に県外の方に味わってもら う。さらに即売を行い、おいしいみそ、しょうゆを購入することができるよう取り組みを進めている。福島県味噌醤油 工業協同組合と連携して協議しながら、しっかりと準備を進めていきたい。

(9月20日(金) 労働委員会事務局)

佐藤政隆委員

労働相談が180件ほどとのことだが、内容について聞く。また、分類するとどういったものが多いか。

次長兼審査調整課長

労働相談については1件分でも内容が多岐にわたるので、件数は延べで分類している。令和元年度において8月末までの相談件数の分類では、多い順に退職に関する相談が30件、パワハラ、嫌がらせ関係が29件、賃金未払いに関する相談が27件となっている。

神山悦子委員

相談内容はなるほどと思った。

ワークルール出前講座の説明があったが、高校や大学に10カ所といった希望を振り分けると10月はそのうち8カ所について開催するのか。今後の予定はどうなっているか。高校と大学ではどちらが多いのか。

次長兼審查調整課長

ワークルール出前講座の希望校についてだが、トータルでの希望が10カ所である。既に2カ所は実施済みであり、これから3月までの間に残り8カ所について開催する。

高校と大学の内訳であるが、基本は高校であり大学は1校である。

神山悦子委員

大学生も含めてだが、高校生にとっても就職するときの労働条件として、何を自分たちが知っておくべきかについて非常に有効な講座と思っているが、学校側、生徒の反応はどうか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座の反応についてである。毎回、講座が終わると、アンケートで生徒の意見、感想等を聞き、内容のレベルアップに努めている。やはりまだ高校生であるので法律的に知らないことが非常に多く、基本的なルールを知らなかったとのことで、そういった内容について教えてもらえたことは非常に有意義であったとの意見は常に多数出ている。

わかりやすさの部分である。昨年度はトータルで1,200名が受講したうち9割以上の回答があり、6割ぐらいは非常に わかりやすかった、残りの4割ぐらいもある程度わかりやすかったとの反応があった。内容については十分理解しても らえるようなかみ砕いた内容で実施しており、生徒にもそう受けとめてもらっていると思っている。

神山悦子委員

引き続き充実した講座を開いてほしい。アルバイトをしている高校生、大学生もいるが、本当は互いに紛争などがないようになればよい。これから社会に出ていく学生などが、きちんとルールを知った上で働くのは互いのためでもあると思う。引き続き尽力を願うし、それまでのものを生かしてもらいたい。

紺野長人委員

180件の相談が寄せられたとのことだが、いわゆる5年転換ルールについてなじんでいるのか、それともその辺がまだ周知不足なのか、概念的でも構わないので説明願う。

また、先ほど退職に関する相談が多いとのことだったが、全体としてやめたいのにやめさせてもらえないのか、それともやめたくないのに5年近くなったからやめさせられたといったことについて、その辺もまた概念でしか説明できないと思うが、わかる範囲で説明願う。

次長兼審査調整課長

5年の無期転換ルールについてである。事務局としてもこれについてはいろいろな相談があるのではないかということで、昨年度からいろいろな研修を重ねて万全の対応ができる体制をとった。しかし、実態としては、昨年の相談件数が2件でありことしも今のところは相談がない。労働の問題は県の労働委員会事務局のみで取り組んでいるわけではなく、そして大きな制度転換だったので、制度については十分に周知されて理解が進んでいる可能性もある。また、実際にはいろいろなトラブルがあるのかもしれないが、事務局に具体的なトラブルとして上がってきている案件は少ない。

次に、退職に関する相談の中身で、やはり現在景気的には売り手市場といった部分もあって、次の仕事も見つかって やめたいが、なかなかやめられないといった相談のほうが、傾向としては多くなっていると感じている。

(9月20日(金) 教育庁)

教育長

説明に入る前に、教職員の不祥事について報告と謝罪をする。

今月6日、県立高等学校の教諭が児童福祉法違反の容疑により逮捕される事案が発生した。不祥事の根絶に向け綱紀 粛正の指導を重ねる中まことに遺憾であり、県議会そして県民に深くおわびする。

まことに申しわけなかった。

県教育委員会としては、今月12日付で、私から全教職員に対し、一人一人が当事者意識を持って教育の信頼回復に努めてほしい旨のメッセージを発するとともに、今月開催している各地区ごとの県立学校長会において、具体的な事例を用いて研修を行い、不祥事防止に取り組むよう重ねて指示している。

今後とも、職場での面談等の機会を通して風通しのよい職場づくりに努め、不祥事の根絶に取り組むことにより県民 の信頼回復に努めていく。

神山悦子委員

教10ページ、議案第28号及び第29号について聞く。

任期付職員の条例改正に関して、任期付職員の規定と会計年度任用職員との違いについて聞く。

義務教育課長

任期付職員は1年以上の雇用となる職員を指しており、会計年度任用職員はパートタイム勤務の職員を指している。 神山悦子委員

任期付職員と会計年度任用職員について、期間の上限はあるのか。

義務教育課長

任期付職員は1年以上3年未満を想定しており、会計年度任用職員については1年未満を想定している。

神山悦子委員

任期付職員の条例改正について、改正の内容と趣旨を詳しく聞く。

また、教育庁では何人が該当するのか。

教育総務課長

教育庁全体として会計年度任用職員が2,500人程度、任期付職員が350人程度と想定している。

神山悦子委員

こういった議案は知事部局でも出されている。教育庁においては会計年度任用職員が2,500人いるとのことであり、来年4月からの施行に当たって上限が3年以内とのことだが、これは決まっているのか。3年以内であれば1年でもよいことになるが、それをどう考えているのか。教育については1年ごとではなく、長い間携わることを考慮してもよいのではないか。

また、会計年度任用職員にはボーナスも払われるとのことであり、知事部局では知事の裁量の範囲と定められているようだが、詳細はまだ決まらないのか。これについても知事部局と連動するのか。

義務教育課長

任期付職員の1年以上、3年未満についてだが、この補充の対象となるのは育休の補充者と、配偶者同行休業の補充者、つまり日本人学校に通っている方に同行している方などが対象になっている。そうすると、育休の期間が例えば1年半、2年数カ月等となるので、それによって期限が決まってくる。

職員課長

会計年度任用職員の処遇についてだが、教育庁としては知事部局の制度に準じて定めると考えており、知事部局で検 討している内容を十分に把握して、規則等を定めていきたい。

神山悦子委員

この法律ができた背景には職員の不利益にならないようにするといった目的がある。教員は知事部局の職員とは違ったものを担うことがあるので、半年雇用ではなく1年雇用にする等の柔軟な対応は当然加えてもらいたい。教育庁としては知事部局と連動する部分もあるのだろうが、それは十分に現場の状況を見てほしい。来年4月からの施行であれば12月ごろにはいろいろと決まってくると思うが、今述べたことを十分考慮願う。

紺野長人委員

任期付職員にしろ、会計年度任用職員にしろ、ほぼ知事部局に準ずる形になるとの説明であるが、例えば会計年度任 用職員に関する条例の4条では、給料の調整額に相当する報酬と記載されている部分がある。そうであれば会計年度任 用になった教員も、正規の教員と同様、超過勤務の対象にはならないと見てよいか。

また、教育庁の中でも教員ではない事務職員もいるが、そういった職員についてはこの条例ではなく、知事部局の条例を適用するのか。

職員課長

会計年度任用職員として任用された教員の超過勤務手当等の処遇についてだが、現在、他県の状況や国からの助言等を含めて精査しているところであり、勤務手当等については支出できるかどうかも含めて検討していきたい。

教育総務課長

教職ではない事務職員についてだが、県立学校の職員については知事部局が提案する条例、市町村立学校の職員については今回提案している条例に基づいて導入していく。

紺野長人委員

小中学校の事務員もこの教育庁の条例を適用することになるのか。

義務教育課長

そのとおりである。

神山悦子委員

会計年度任用職員に関するこの条例をつくるにあたり、国からの予算措置がはっきりしないといった話を聞いているが、そのあたりは大丈夫なのか。

教育総務課長

国において、今回の制度改正に基づいた検討を進めていると聞いており、知事部局においても、今回の会計年度任用職員の導入に当たって、国に対して財政的な要望をしていると聞いている。その状況を確認しながら、引き続き対応を検討していきたい。

神山悦子委員

まだはっきりしていないとのことである。予算については引き続き知事部局と連動して教育庁からも求めてほしい。 それがなければこの条例の適用が担保されないのでよろしく願う。

大場秀樹委員

教7ページ、企画展費について詳細を聞く。

社会教育課長

質問があった企画展であるが、ジャポニスム展として西洋の工芸品を展示する企画展を考えている。県立美術館、福島中央テレビ、福島民友新聞社の3者での実行委員会方式で開催する予定である。県立美術館が40%の負担で限度額2,000万円として予算を計上している。

大場秀樹委員

企画展については県民も私自身も大変楽しんでいるが、予算の負担割合についてはどう考えているのか。

社会教育課長

実行委員会方式で行っている企画展については、実行委員会を構成する団体で協議をして負担割合を決めている。県の負担割合は、テレビ局など報道機関と同様としている。もちろん美術館単独で行うものについては県費である。

神山悦子委員

教3ページで学校維持管理費の双葉郡中高一貫校設置事業が計上されているが、内容を聞く。

また、教15ページの工事請負契約、ふたば未来学園サッカーグラウンド造成整備工事について、5億8,000万円という 金額は通常に比べて少し多いように思う。通常のグラウンド整備との違いがあるのか。

県立高校改革室長

双葉郡中高一貫校設置事業の補正予算についてだが、寮を2つ併用することに伴い、必要となる寮の備品、ベッドや 机等を整備するために予算を計上した。

施設財産室長

ふたば未来学園のサッカーグラウンドの工事の件であるが、今回の造成工事が山合いの場所であり、切土、盛り土、 擁壁工事が必要であるため、平地を造成するよりは金額が高くなっている。

神山悦子委員

サッカーグラウンドについて、状況として切土、盛り土はわからなくはないが、人工芝を張るとも聞いた。その分は

幾らになるのか。

また、寮についてだが、併用するということは希望者が多かったと思うし、来年度以降もふえていくと思う。その背景について聞く。

施設財産室長

サッカーグラウンドの人工芝の件であるが、設計額に対しての請負額とのことで、直接の具体的な金額をはじき出すのは困難である。ただ、設計の段階では人工芝について、大体22~23%で計算していた。それを単純に計算すると約1億3,000万円になる。

県立高校改革室長

寮についてだが、これまでのふたば未来学園高等学校の生徒の活動について非常に成果が上がっており、新聞、テレビ等で広く報道されている。そういった学園の特徴的な取り組みが県民に評価を受け、当初想定していたよりも多くの生徒が入寮を希望している。それが年度末に判明したことから、今年度2つの寮を併用して運営していくことにし、9月の補正予算に上げた。

神山悦子委員

演劇部を初めとして本当に頑張っていると思う。

寮の備品をふやすとのことだが現在の寮と新規の寮で入寮希望者を賄えるのか。今後も入寮者がふえるとの見込みと 思うが、もう少し詳しく聞く。

サッカーグラウンドの人工芝についてはわかったが、ほかに人工芝を使っている高校はあるのか。

県立高校改革室長

これまでは立志寮という仮設の寮で、定員180名で運営してきた。新たに建設した寮にその備品を移動して活用していく予定であったが、先ほど述べたように非常に入寮希望者が多い状況なので、それに見合った備品の増加が必要であることから、備品を購入しなければならない状況になった。

施設財産室長

サッカーグラウンドの人工芝について詳細は確認するが、県立高校においては今回が初であると思う。

県立高校改革室長

富岡高等学校において、サッカーグラウンドも含めて人工芝のグラウンドが整備されている。

神山悦子委員

富岡高等学校にはいつ整備されたのか。両方サッカーグラウンドとのことであるが、特別な意味があったのか。

県立高校改革室長

双葉地区教育構想として、双葉郡でのスポーツを通した人材育成の構想がある。これがスタートした時点でサッカーの拠点とのことで、富岡町、楢葉町、広野町の協力を得て、富岡高等学校でサッカーによる人材育成に取り組むことになったことから、人工芝のコートを整備した経緯がある。

矢吹貢一委員長

時期がわかれば答弁願う。

県立高校改革室長

時期については記憶が曖昧であるので、後ほど回答する。

矢吹貢一委員長

それではこの質問については、後ほど回答願う。

佐藤政隆委員

議案第1号について聞く。

使途指定なき寄附金とあるが、これは何か。

教育総務課長

これはふくしま未来研究会からの寄附金であり、今年度で3年目になる。今年度は合計2,000万円の寄附があった。

この寄附金は教育振興のためのものか。

教育総務課長

佐藤政隆委員

福島を担う人材の育成のために寄附を受けていると聞いている。使途の確定に際しては意向を確認している。

佐藤政隆委員

この2,000万円について教育関係で予算化していくと思うが、その分一般財源を減らしているのではないのか。

財務課長

財源構成の部分については特別会計の奨学金の貸付事業の部分である。ふくしま未来研究会からの2,000万円の寄附の部分については純粋に増額している。

神山悦子委員

教2ページのスーパーグローバルハイスクール事業にも寄附金が使われているが、この寄附金はふくしま未来研究会とは関係がないのか。

県立高校改革室長

この寄附金は芸能プロダクションのアミューズからの寄附金であり、ふたば未来学園の海外研修にぜひ使ってほしい とのことで得ている寄附金であるので、その方向で使途を考えている。

神山悦子委員

海外に行く費用なのか、対象者は誰なのか。詳細な内容を聞く。

県立高校改革室長

1点目は、高校1年生を対象にしたドイツ研修であるが、年度当初は予算の関係上9名を予定していた。ふたば未来 学園は2年生から6つの探究班に分かれる。その班からそれぞれ2名行ければベストであるが、そこを9名にしていた ところ、この寄附金を活用して3名をふやして、合計12名をドイツ研修に派遣する。

2点目は、この春に開校した中学校での海外研修である。60名の入学者について、6年間の学びの基礎として視野を 広げることに活用できないかということから、時差が少なく、英語圏であることも考慮して、ニュージーランドに9名 派遣することで予算を組んだ。

先ほど富岡高等学校の人工芝に関して、正確な回答ができず申しわけなかった。

双葉地区教育構想の開始は平成18年4月であり、富岡高等学校の人工芝のグラウンドもこの時点で供用開始となっている。

渡部信夫委員

議案ではふたば未来学園の寮の備品、人工芝のグラウンド等さまざまな事業が上がっていた。県外からの呼び込みも 含めて、そのような魅力のある学校をつくるために膨大な予算を投入しながら、一方では存続を求める地域の願いがあ り、また、頑張れば維持できるような高校があるにもかかわらず、統合の議論が進んでいることに大いなる矛盾を感じ ながら質問する。質問内容について6月定例会と重ならないようにしたいが、関連する項目は了承願う。

まず、各地区で開催されている懇談会についてである。その懇談会をもって一定の理解を得たとこれまで報告されているが、地域における一定の理解を得るという判断基準がこの懇談会に権限として付与されていることは何をもって判断できるのか。

県立高校改革室長

各地区で開催している県立高等学校改革懇談会については、再編整備の対象となった高等学校が所在する市町村の首 長、それから当該教育委員会の教育長、地元の中学校の校長、地元の有識者、当該校の高等学校長で構成されている。 そういった地域の代表者の出席を得て、県教育委員会の考えを示しつつ、率直な意見を得ている。

懇談会において一定の理解が得られたのであれば地域の代表の理解が得られたと考えており、それをもって、さらに 具体的な特色化や魅力化について検討していきたい。

渡部信夫委員

その懇談会での議論の一方で、教員を中心にした魅力ある高校づくりのための検討委員会が進んでいると聞いている。 懇談会では魅力化の方向について今後検討していくとあるが、その内容が具体的に示されない中での理解が得られたといった判断は困難だと思っている。その検討委員会において、このような過程において新設の高校を運営していきたいといった青写真が示されないままに、懇談会で理解を求めることは不適切だと思うが、どうか。

県立高校改革室長

8月6日までに再編整備を対象とする高等学校で、第1回目の懇談会を開催した。そこで得た意見を含めて、今指摘があった具体的な検討を進める。今後は改革懇談会を改めて開催し、統合校の具体的な特色あるいは魅力について説明し、また意見を聞くといった流れで考えている。

渡部信夫委員

何をもって一定の理解を得たと判断するのかが少しわからない。仮に当局がその懇談会において理解を得られたと判断した場合、一方ではそのような進め方に対して、住民に周知がなされていないこともある。そういった中で何が何でも存続してほしいといった意見もあり、署名活動が進んでいる地区もあると聞いている。

住民への合意形成については、懇談会の理解を得ながら住民に支持される内容ではなければならないと思うが、進め 方の丁寧さについてどう考えているか。

県立高校改革室長

先ほど述べたように、地域の理解を得るものとして、第一は高等学校改革懇談会においてと考えているが、それ以外に地域ごとの説明会や、町村議会の全員協議会に出席を求められて説明する機会を得て説明してきた経緯もある。そういった場を通してきちんと丁寧に説明できるように取り組んでいきたい。

渡部信夫委員

統合の基本的な考えについて確認する。2つの高校を統合した場合に、物理的にはどちらかの校舎に統合し、もう片 方の校舎は当然、廃校だと思うが、この統合については新設統合だと思っている。そうであれば、物理的な場所はとも かく現存の校名、校歌、制服あるいは同窓会の組織等を引き継ぐといった想定はなく、あくまでもその辺を含めての新 設統合だと思っているが、そのような認識で間違いないか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、統合の予定年度をもって統合対象の両校は募集停止となり、統合校として新たなスタートを切る。 渡部信夫委員

私も何回か懇談会に出席しているが、恐らく物理的に存続する高校側では校名や制服、校歌について全て存続される といった認識を持っていると思う。その辺の説明をきちんとしているのか。

県立高校改革室長

指摘があったような誤解が生じないように、説明する機会を設けてきちんと取り組みを進めている。

渡部信夫委員

統合が新設とのことで、それぞれ募集停止を行って新たな高校が開校するという認識に立った場合に、例えば令和3年4月に統合予定の高校にしてみれば、現在1年生の生徒たちが3年生になるときに統合になる。今までのカリキュラムを引き継ぎながらといった説明を随所でしていると思うが、そうすると新規で開校される学校の校名、校歌や制服を全部新たにしながら統合することになると思う。その時点の在校生は旧来の制服を着たり、旧来の校歌を歌ったりしていたわけだが、その生徒が卒業するまでの期間どう過ごすかについて、私は非常に違和感がある。その辺の整理はどう

考えているのか。

県立高校改革室長

校歌や制服等の考え方については、今後、各高等学校の教員や同窓会等のさまざまな意見を聞きつつ方向性を決めていまたい。

渡部信夫委員

私が先ほど質問したように、新設開校ではあるが、存続する高校の校名や校歌、あるいは制服を引き継いでもらいたいといった話が話し合いの中で出るように思う。仮にそういった方向が望ましいと地元で判断され、そういった考え方を示された場合に、3年生になってから統合される子供たちは4月から今までと違った校歌を歌うことになるのか。その辺の違和感について心配するが、どうか。

県立高校改革室長

統合したら新たな学校としてスタートするので、新たな学校としての校歌を歌うことになると考えている。

渡部信夫委員

私はそういったことにはならないと思う。それぞれの高校には伝統、歴史がある。存続する側の高校の校歌や制服、 同窓会等をなくすことは簡単ではない。

余りくどくは述べないが、新設統合するにしても、既存の高校については一旦募集を停止して、現行通っている生徒には自分が志望した学校で卒業させるのが本来の教育のあり方ではないか。統合時の在校生についてはそのままの状態で卒業させるといった考えに寄り添ってもらいたいが、どうか。

県立高校改革室長

統合となるので、原則新しい学校としてスタートを切ることになるが、個々の統合についてはこれから具体的な検討をしていくことになる。その中で委員指摘のような意見も当然出てくると考えており、そういったところも、関係者からの意見を聞きながら具体的な検討を進めていきたい。

渡部信夫委員

地元等での意向を反映して既存の高校で卒業させることはできないのか。具体的に述べると令和5年に統合予定の耶麻農業高校の場合は通学の困難さの問題が出てくる。途中から通学の手段が全く変わってくるようなことは厳に避けるべきである。近隣の統合ならともかく距離的に市町村をまたぐような統合は問題になる。一般質問でも南会津高校が話題に出ていたが、現状通っている生徒に無理な負担をかけるような統合はするべきではない。それらについて柔軟な対応を願う。

繰り返しになるが、一旦募集を停止して、卒業生がいなくなって初めてその学校が廃校になるといった方法をとる可能性はあると判断してもよいか。

県立高校改革室長

それぞれの統合再編対象校で事情が異なるので、生徒の通学のあり方も含めて、個々に具体的な検討を進めていく。 渡部信夫委員

柔軟な対応についての期待を込めて述べる。これから検討委員会の示す魅力化の内容も含めて検討する中で令和3年 あるいは5年といった計画があるが、一旦示された計画の時期について、一定の理解を得られるまでは先延ばしにする 判断も必要になると思う。スケジュールの柔軟な運用についてはどうか。

県立高校改革室長

ことし2月に、前期実施計画として5年間の計画を策定公表した。現段階では統合目途とする年度に向けて、地域の 意見を聞きつつ丁寧に説明しながら理解を求めていく。

渡部信夫委員

教育長説明要旨の2ページにこれまでの懇談会の中で意見をもらってきたとのことであり、「生徒が地域で活動し、地

域課題の解決に取り組む探求的な学びの導入や、地元企業や自治体等と連携したその地域ならではの学びの実践、学力の向上や個に応じたきめ細かな指導など統合校それぞれの魅力ある教育活動について懇談会で丁寧に説明」と記載されている。

この内容を踏まえて具体的な例を挙げれば耶麻農業高校である。この学校では苗の販売や地域における祭りへの出店、また、さまざまな農業分野で実際の農業者と深くかかわることや、自治体のイベントへの協力等、懸命に地域貢献している。

今回の市町村をまたいだ統合により、そういったこれまでの実践的な活動が地域からなくなるのではないのかと地元では非常に心配している。高校がなくなり若者の活力が失われることによって地域そのものが疲弊していく、あるいは 過疎が進んでいくと懸念する声を往々にして聞いている。

市町村をまたぐような広域的な統合の場合に、それまで貢献してきた地域での活動をどう存続していくかについて、 どのように考えているのか。教育庁で丁寧に説明していくとのことだが、私は先ほど述べたような活動はなくなってし まうと思う。どのように地域での実践を継続していくのか。

県立高校改革室長

地域の協力を得ながら、地域を学びのフィールドとして教育活動を展開してきた学校が多くある。統合に当たって、 そういった地域との連携あるいは学びをどう継承していくかについても、今後教員や学校関係者と具体的な相談をしていく。

それらについて改革懇談会で具体的に説明し、理解を求めていきたい。

渡部信夫委員

繰り返しになるが、懇談会の出席者に新設統合の考え方がきちんと説明し切れていないと思う。

私が一番問題視しているのは、新設統合に当たりすべてゼロベースになることの合意形成がきちんとなされているかである。具体的には現状として残っていく高校に存在する、校名、校歌、制服、同窓会等である。それらを一旦廃止するとはっきり説明してほしい。新しい高校について場所だけはどちらかにするが、一旦は募集停止だときちんと示してもらいたい。そうでなければ、先ほど述べたように、今まで使っていたのだからそのままでよいのでないかといった議論は恐らく出てくると思う。統合時の在校生について、中途で編入するといったようなことは厳に避けてもらいたい。それぞれの統合対象校に対して基本的には今までのものは全て廃止して、新設統合になることをはっきり説明願いたいが、どうか。

県立高校改革室長

今回前期実施計画で示した再編整備の対象校は、それぞれ地域と連携しながら、地域ならではの学びを展開してきた学校が多い。そういった学校同士を統合するので、あくまでもこれまで両校で取り組んできた学びを尊重しながら、統合後も、学校同士のよさが受け継がれるような内容を検討していきたい。

そして、先ほど述べたように統合校のスタートに当たっては両校が募集停止となる。また、平等な統合であることも 含めて誤解のないように、これからも丁寧に説明をしていきたい。

渡部信夫委員

これからの進め方の中で、令和3年もしくは令和5年と示されている統合時期については柔軟な対応をしていくとの ことである。今後魅力ある学校をつくっていく上で新たに統合する学校の形について、きちんと住民、関係者の理解を 得ることを第一とすることと、時期にこだわらず理解を得てから進めていくことの答弁を求めて、質問を終わる。

県立高校改革室長

先ほど述べたように統合の目途とする年度については、あくまでも前期実施計画で示した実施予定年度を目標にして、 地域の理解が得られるよう説明していきたい。

神山悦子委員

私も高校統廃合に関して質問する。今までの質疑でまだイメージができない部分があるので、それも含めて聞く。 新設統合とのことだが高校の校舎は既存のものを使うのか。新築ではないのか。

県立高校改革室長

基本的に現在の校舎を使うことで考えているが、新たな学科を設置する学校もあるので必要な施設整備については今 後具体的な検討を進めていく。

神山悦子委員

そうであれば新築ではなく既存の校舎でのやりくりとなる。

つまり統廃合となるとどちらかがなくなることになるが、そうすると基本的には統合されるほうの校名を使っていく ことになるのか。

県立高校改革室長

学校名については今後検討を進めていく。校舎を使う学校の校名をそのまま継続すると決まっているわけではない。 神山悦子委員

統合対象校の懇談会は2回目まではほぼ終わっているが、どの懇談会でも大体2回で終わってしまう。そしていろいろな意見があっても、「皆さん意見はないですね」と言って懇談会が終わってしまっている。

懇談会はあくまでも代表者、関係者の中での合意である。それを住民に理解してもらう場をつくるのか。

県立高校改革室長

先ほど述べたように、市町村の議会や地域住民の集会等に出席要請があれば、出席し、統合の方向性や具体的な内容 について説明することを考えている。

神山悦子委員

以前も述べたが、必ずしも皆が納得はしていないが、2回で終わりの方向にされたといった意見が私の地元やいろい るなところから出ていた。そして、住民への説明の際には懇談会で了解を得られたと説明すると思うが、本当にそれで よいのか。

学校のあり方等について具体的に話が進んだ後でも最終的に方針を転換する余地があるならよいが、教育庁として、その場で了解を得られたのでどんどん進めるとしか聞こえない。高校関係者や有識者は懇談会のメンバーかもしれないが、住民の理解は附属的で、住民がほとんど知らないまま進んでいくのではないのか。住民からいろいろな声が出てきたときに、これはもう決まったこととなりそうであるが、それでよいのか。

県立高校改革室長

改革懇談会について、決して2回で終わりとは考えていない。例えば統合の方向性について一定の理解が得られたとしても、その統合校が具体的にどういうカリキュラムを準備して、どんな魅力的な学校になっていくのかについて、改めて改革懇談会で委員に集まってもらって協議していくと考えている。一定の理解が得られたので、それ以降懇談会を開かないわけではない。

神山悦子委員

今開いている1、2回目は一定の理解を得るためのものであり、具体的な内容は住民とこれから懇談するという形で進めてほしい。2000年ごろだったと思うが、県立高校が男女共学になる際、結構大きな改革で同窓会からいろいろな意見があった。男女共学の場合はその学校に男子もしくは女子が入ることであり、余り大きな改革はなかったと思う。しかし、今回は統廃合であり、別の学科、別の高校になっていく、農業系をなくしていく、工業系も変えていくなどは、かつてない大きな改革である。

そのため県民の合意が必要である。地域全体にいろいろな声がある中で、それをどう生かしていくかは、それこそ丁 寧に何回も懇談して本当に皆が求める高校づくり、地域づくりをしていかなければならない。これには相当な労力も必 要であり、簡単に進めていくなどはあってならない。このあたりについてはどのような体制でどう進めていくのか。

県立高校改革室長

地域への説明については高校改革懇談会がメーンだと考えている。要望や要請等があれば、改めて訪問して説明等を していく。地域のそういった要望について、真摯に受けとめて対応していく。

神山悦子委員

先ほどの答弁で気になる点があった。新しい高校に統合されて、校舎が移る場合でも、地域とのつながりや伝統を受け継いでいくと言うが、学校がそこに存在しなくなるのにどうやって受け継ぐのか、学科で受け継げるとも限らない。 その地域で養ってきたものはその地域にあるからこそである。多少は残る部分もあるかもしれないが、人やいろいろなつながりを全部断ち切っていくことになる。そういったところをきちんと説明しないとおかしいと思うが、どうか。

また、先ほどもあったが、途中学年の生徒がどうしても出てくる。そういった生徒は統合が決まった時点で途中編入となるのか、それとも卒業するまでもとの学校で修学することになるのか。

県立高校改革室長

まずは、地域ならではの学びについてである。具体的には現在生徒に直接指導している教員の意見も聞きながら、どういった点について、統合校で継承し、魅力化、特色化を図っていけるのかについて検討を進めていく。

次に、統合時の在校生についてである。統合校スタート時、新1年生は統合高校の新入生となる。在校生である2、3年生は、統合する前に両校に入学した生徒となるので、統合校の在校生として一緒に勉強する形で考えている。しかし、学校自体はそれぞれカリキュラムがあるので、入学したときのカリキュラムを継承しつつ卒業まで学んでもらうことを考えている。

神山悦子委員

在校生はすべて統合校に移るのか。

県立高校改革室長

先ほど通学の状況等について説明したが、今後具体的な検討を進めていきたい。

神山悦子委員

そこは丁寧に検討願う。予算がかかるからと言わずに、高校や関係者の要望に沿った形でソフトランディングをしなければならない。

全国でも県内でも人口減少、過疎化がいろいろ言われているが、この高校の統廃合はそれを促進することになってしまう。まちづくりにはならず、一層過疎になり、周辺校はなくなる。教育機関は本当にシンボル的な地域の核になってきたのに、県はそれを抜いてしまうことになる。地域から見ればそう見える。子供がいるから高齢者も何とかそこで生活できていた部分もあるのに、そういうつながりを断ち切ることになる。本当にこのようなことを進めてほしくない。それを促進させるようなこの高校統廃合は何だろうと思う。結局安上がり教育ではないか。新しく高校はつくらないし、人口減少で4学級以上でなければ競争ができないなどとは県の理屈である。

地元の住民はどこの説明会でも異論を述べたいのではないか。周辺校で小規模校だからこそ立ち直れる生徒がいる。 私の地元の中学校では、中学校時代はなかなか難しかったが、高校では生徒会長になって頑張って卒業した生徒もいる。 そういったことをつくってきた実績がある。そういうものを全て断ち切ってしまう今度のこの改革は大変な改革だと思 わなければいけないのではないか。

私にはそういった問題についての考えが見えない。スケジュールありきで進んでいるように思う。教育の名のもとに地域を切り捨ててよいのか。逆の方針として学校をふやしていくという方向もあるのではないか。そういった時代もあったし、皆で教育をつくってきたのではないか。私の地元でも分校をつくってきた。高校をつくれ、分校をつくれと言って進めてきたのではないのか。そういった思いは全部つながらないことになってしまう。本県だからこそ、いろいろな高校、いろいろな地域に学校があって、子供たちがそこできちんと成長して学びの場を保障してもらっていたと思う。

そのような意味では本当に逆行していると思うし、大変なことである。懇談会は2回で終わらないと言いながら、県

民がよく知らないうちに、関係者の理解は得られたと言ってどんどん進めて、あとは口が挟めないといったことになってしまってもよいのか。

どうしてこのようなことを考えるのかが本当に理解できない。何の目的でこの統廃合計画を推し進めるかについて教育長に聞く。

教育長

確かに、かつて神山委員も私自身も子供のころには小中学校から高校までどんどんふやしてきた時代があったが、今後10年間で5,300人、中学校を卒業する生徒の減少が予測される時代になっている。マンツーマンで教育するのであれば別だが、やはり生徒の一定の集団があってこそ、学校らしい学びが確保できる。ましてや高等学校である。一定の集団規模は確保していかないと、よりよい教育環境は継続していけない。もちろん地域振興の側面は否定できないが、よりよい教育環境を継続的に維持していく目的で、今回このような計画を出している。

室長から何度も答弁しているとおり、地域の理解の点では、なかなか全員がもろ手を挙げて賛成と簡単にはならない ことは承知しているが、そこを少しでも理解が得られるように努めていく。

神山悦子委員

地元の意見を聞いた上で最終的な結果を導くならよいが、結論ありきにはならないように願う。

また、本会議でも質問したが、この特色化については理解できない。これはランクづけでしかないのではないか。進 学指導拠点校は、大学進学の高校の上にあって指導する、飛び級を認める、難関校を目指すといった教育を行うとのこ とで、そういったトップクラスの高校として、あとは職業高校、キャリア高校、それから定時制の高校となるが、これ は完全に高校の選別化、序列化である。今までもそういったことがないとはいわないが、特色化といった名前をつける こと自体本当におかしい。できない子が特色なのか。できる子が特色なのか。それだけではないとの説明だが違うので はないか。どうしてそういった分け方をするのか。

他の都道府県でこういったランクづけをはっきりしているところはあるのか。

県立高校改革室長

本県のみではなく、例えば東京都でも学校の役割を明示して学校群として指定している。

今回前期実施計画で学校群を設けたのは、生徒がみずからの将来のために、どういう高校が合っているのか、どうい う高校で学べば目標達成できるのかをわかりやすく示すことが大事だと考え、全ての県立高校において求められる使命、 役割、育てたい生徒像を明確にして6つの学校群という形でまとめた。

その6つについては同じ学校群でも全て一色といったわけではなく、学校それぞれが強み、色を出しながら、魅力ある教育環境づくりに取り組んでいくのが重要だと思うので、今後、そういった方向でも学校を支援していきたい。

神山悦子委員

ずっと以前には、例えば猪苗代高校等でもそれぞれにきちんと学科があって、そこから東京大学に行った子供もいる。 今回は高校をランクで分けてしまうとのことであれば、中学校あるいは小学校からこのあたりの高校に入ることを目指 すといったことになり、そういった意味で固定化しかねないと思う。

普通の学校ではいろいろなレベルの子供たちがいて、互いに切磋琢磨して、互いに学び合って学んできたのが過去の歴史であるのに、こうやってどんどん変えていって、一定のレベルで分けていくことになる。特色があるとのことだが私は全然特色とは思わない。言葉はとてもきれいだが、こういうこと自体が本当に子供たちを選別していくことになると思っているので、納得できないと述べておく。

このような制度を設けること自体、結局産業界に役立つ人材づくりのためではないか。これは国からの要請なのか。 教育長の説明でイノベーション・コースト構想に役立つ人材づくりを挙げているが、これがもう命題になっているので はないか。小学校から中学校、高校と全部そこに当てはまるようになっている。高校卒業した先は産業界に役立つ人材 となる。これは国の方針に従っているとしか思えないが、どうか。

教育総務課長

決して国の方針に従うという意味合いではなく、教育については、それぞれの個人が豊かな人生を切り開くということと、社会にとって役立つ人材になるという2つの側面があると思っている。

子供たちが本県の産業を知りながら、自分の生きざまを考えていくという意味でイノベーション・コースト構想は意味のあるものであると思っており、そういった自分の生きざまを考えながら、地域にとっても役立つことを考えていく、そのような教育を福島ならではの教育として実施すべく進めている。

神山悦子委員

とても優等生的な答弁である。言葉ではそうなると思うが、狙いは違うところにあると思う。教育長の説明ではイノベーション・コースト構想を担う人材育成として算数、数学に言及していたが、本当は、文系、国語等も理解を深めなければならない。高校までは総合的に学ぶべきと思うが、イノベーション・コースト構想のための人材づくりが命題になってしまっている。そういった方向で学ぶ子供たちもいるだろうが、文系や別の能力を持つ子供たちもいるかもしれない。そういって総合的に学んでいくのが教育だと思っており、違う方向に行ってしまうことを大変危惧している。この議論は平行線になると思うが意見として述べておく。

次に、特別支援教育について質問する。私は本会議で教育長に安達地区の特別支援教育について質問した。質問とりの際に具体的に何か決まっているのか聞いたところ特に回答がなかった。具体的な場所も先ほど教育長の説明の中にあったが、私が本会議で質問した際に佐藤委員の答弁と同じ内容の答弁をしてもよかったのではないか。そのあたりの事情があれば聞く。

教育長

本会議で同日に前後して質問があった。佐藤委員からは安達地区とのことで、具体的に特定して質問があり、質問要旨にもそのようにあったのでそれに沿って答弁した。神山委員からは県内3カ所について前倒しで整備すべきとの質問であった。我々の計画では当時の書き方では平成30年代の半ばを目指すとなっているが、今回も最後に用地までたどり着いているところなので、前倒しがなかなか難しいところもある。そこで着実に計画を目指すといった趣旨で、スピード感を中心に据えた答弁となったので理解願う。

神山悦子委員

二本松市や安達地区の住民からすれば早く整備してほしいと思う。地元からも、土地の問題等があるが県がはっきり しないといった話は何回もあり、5月も要請に来た。私はいつ具体的に決まるのかについて全くわからないまま本会議 に臨んだ。具体的に決まっているのであれば話があってもよかったのではないかと思ったので、意見として述べておく。

改めて、内容について具体的に聞く。伊達地区、安達地区、南会津地区ではどこに特別支援学校をつくるのか。

特別支援教育課長

伊達地区は旧保原小学校跡地を活用して整備を進めている。

安達地区は、本会議の答弁でもあったが小中学部は旧建設技術学院跡地、高等部は本宮高校を活用して整備を進める。 南会津地区では、統合校となる田島高校を活用して整備を進める。

神山悦子委員

伊達地区では旧保原小学校跡地で大丈夫なのかもしれないが、安達地区は高等学部について、キャパシティーとして 本宮高校で大丈夫なのか。また、小中学部の旧建設技術学院については建物自体はどうなっているのか。

南会津地区は田島高校とのことであるが、統廃合し南会津高校も入ってくるところで特別支援学校も入るとなれば、 キャパシティーは大丈夫なのか。

特別支援教育課長

安達地区の旧建設技術学院跡地であるが、ここには現在建物が建っており二本松市で造成をすることになる。 田島高校については空き教室等の活用、外の設置等も含めてこれからの計画で、調整していきたい。 本宮高校についても、田島高校と同様に空き教室等の活用や敷地内での設置を含めて、計画の中で調整して進めていきたい。

神山悦子委員

地元とよく協議願う。また、受け入れる学校についてもどうなるのか調整した上で保護者にきちんと説明願う。

本宮高校に設置予定の安達地区の支援学校における受け入れ予定の障がい児について、保護者からは知的障がい児だけなのかといった心配があるようだが、いろいろな障がい児を受け入れるといった方向でよいか。

特別支援教育課長

今整備を進めているそれぞれの学校について、どのような児童生徒を対象にしているかである。知的障がいの子供を メーンに考えているが、障がいの重い子供の受け入れも考えているので、どの学校も同じように進めていきたい。

また、地域の関係者や学校関係者等とも今後調整を進めていきたい。

神山悦子委員

丁寧に対応願う。

次に、学校給食の関係である。本会議で私は農薬について質問した。答弁では基準の範囲内との内容であったが、私 はそれでは納得できない。基準値以内だから県は何も調査しないということか。

健康教育課長

本会議で教育長から答弁があったが、農林水産省が実施している検査で安全性が確認されているので、教育庁において給食の食材の残留濃度の検査は実施していない。

神山悦子委員

私は実施すべきと思う。デトックス・プロジェクト・ジャパンという団体が8月8日に緊急記者会見を行い、その中で農民連食品分析センターから発表があった。結果を先に言えば、毛髪からグリホサートが検出された。これは国会議員を含む28人の毛髪をフランスの検査機関に送って62成分を検査したものである。その結果、62のうち13成分が19人から検出された。これがグリホサートである。毛髪から出たことに分析センターでも驚いたとのことである。以前も述べたが、既にアメリカ、ヨーロッパでは規制しているにもかかわらず、日本は2017年度に基準を緩めてしまった。日本はパン等についてアメリカ、カナダからの輸入が8割だが、市場に出ているものあれば、学校給食に使っているものもある。同じように検査したが国産の小麦を使っているパンについては普通の商店で売っているものでも検出されなかった。これははっきりしている。

こういった結果を受けて県が1回くらい調査すればよいのではないか。国の機関がなければフランスにあるそうなので、パンを購入して調査するくらいしたらよいのではないか。子供は主食として毎日食べている。国が幾ら大丈夫だと言っても基準を緩めたことは先ほど述べた。グリサホートは、発がん性について5段階の上から2番目に高いリスクがあると2015年に国際がん研究所が発表している。子供たちに安全な食べ物を提供することについて、もう少し慎重になってもらいたい。大人でも検出されているし、子供では蓄積度合いが全然違う。

国の検査だけにとどめず県として検査すべきだと思うが、どうか。

健康教育課長

委員指摘のとおり、2017年に農林水産省がグリホサートの残留濃度基準を5ppmから30ppmに緩和した事実は我々も確認している。輸入小麦については、まず、輸出する国から船に積み込む時点で、農林水産省が小麦の安全性を確認するために、食品衛生法第11条に定めている食品規格基準に基づいて検査をしている。そして日本に入ってきた場合には、厚生労働省が食品衛生法第23条に基づいて輸入食品監視指導計画を策定して検査を実施している。それらの検査に合格した小麦が輸入小麦として、日本に流通しているといった流れである。

県教育委員会としては、現在、給食の食材の検査について放射性物質の検査及び学校給食法に基づいて食中毒の防止 を図るために、理化学検査を実施しているので、輸入小麦の安全性は、確保されていると考えている。

神山悦子委員

法的に妥当といった判断になるのは理解できるが、昔はポストハーベスト、収穫後の農薬散布が盛んで、その影響について取り上げられ、現在ではプレハーベスト、収穫間際の散布による残留農薬が問題となっている。食品に対する安全性が海外でも指摘されており、国内でも問題として出てきていることを踏まえてほしい。繰り返しになるが、子供たちに安全な食品を提供するのが大事だと思っているので、今後の検討について要望する。

県立高校改革室長

先ほど富岡高等学校の人工芝のグラウンドについて、平成18年4月に使用開始と述べたが、誤りであったので重ねて 訂正する。

双葉地区教育構想のスタート自体は18年4月だが、体育館及びグラウンドの落成が間に合わず、落成式を行ったのは19年10月7日であった。そこからグラウンドの使用が開始となる。

申しわけない。

佐藤政隆委員

神山委員からも質問があったが、安達地区の特別支援学校について今回の積極的な答弁に感謝する。

文言としては計画の具体化を図るといった記載しかないが、平成30年代半ばとのことであれば、来年度あたりからしっかりと計画に入ってこないと、半ばに達成するのはなかなか難しいのではないか。今後の見通しを聞く。

また、今回の報道等を受けて本宮高校の同窓会等からも反響があった。その反応としては、障がい者と連携していくのは高校生にとって非常によいとのことであった。いわゆるインクルーシブ教育について詳しく聞く。

特別支援教育課長

今後の進め方については基本の計画を具体化していくとのことで、校舎等の建物の部分と教育の内容等について、随 時検討して進めていく。

また、インクルーシブ教育についてである。特別支援学校の子供にとっても、高等学校の生徒にとっても、互いに学び合う、認め合う、理解し合うといった教育内容や活動を取り入れていく。

高等学校、地元の自治体等とも今後連携しながら話し合いを進めて計画に生かしていきたい。

佐藤政隆委員

平成30年代半ばとの目標であるが、これは地元住民が以前から要望していた事項であり、具体化したことによって地元ではより期待感を持っているので、よろしく願う。

次に、神山委員とは少し方向性が違うが、イノベーション・コースト構想の人材育成の観点で聞く。きのう商工労働部でも質問をしたが、国で国際教育研究拠点のあり方を検討している。今月25日及び来月9日に検討会の現地調査を行うようだが、県としてこの機会を捉える必要があるのではないか。国際教育機関とのことであれば、大学、大学院といった話が出てくると思う。そうしたときに、県としてもふたば未来学園との連携等、かかわり方の展望がないとまずいと思うが、どうか。

教育総務課長

委員指摘の国際拠点についてだが、現在国と知事部局を中心に検討していると承知をしているので、この構想が具体 化していった段階で、例えば高校との連携についても、知事部局と相談しながら検討していくことになると考えている。

佐藤政隆委員

国の方向性の中でイノベーション・コースト構想が始まってきて、国が完結型というか将来性のところで新たな構想を入れてくるとのことであるので、本県からしっかりした人材をつくっていく。そして、廃炉技術やスマート農業といった高等技術の部分を、本県出身の人材が担っていく部分をしっかりつくり上げて、それを世界に発信していくことが私は一番大事だと思っている。このことについては、これからも折に触れて述べていくので、検討願う。

次に、中高一貫校についてである。中通りに設置するとのことだが、改めて詳細を聞く。

県立高校改革室長

中通りに設置を検討している新たな併設型の中高一貫教育校については、設置場所も含めて、今後具体的な検討を進めていく。

佐藤政隆委員

併設型とは具体的にどういったイメージなのか。

県立高校改革室長

既に会津若松市に開校している会津学鳳中学校・高等学校とことし中学校が新たに開校したふたば未来学園中学校・高等学校と同様に、中学校からそのまま高校に進学する生徒と、高等学校から入学試験を受けて入学する生徒がいるといった形になる。

佐藤政隆委員

本県の子供が進路実現をしっかり求めていくには、併設型より一貫型のほうがよいと思う。高校から入る形よりも、中学校から入って高校まで学ぶ中で進路実現をしっかり目指すといった発想から、県の将来を考えたときにそういった新たな部分が必要ではないか。ふたば未来学園についてはイノベーション・コースト構想の中で、高大連携といった部分が入ってくる可能性もある。そうしたときに、会津学鳳高校は違った形を中高一貫校でつくっていき、本県の教育をリードしていく。学力が低いと言われている本県であるが、そういった一貫型の学校をつくることによって進路の実現を図りながら、有為な人材を発掘していくことも必要と思うが、どうか。

県立高校改革室長

具体的な事柄は検討中であるので、方向性についてこの場での回答は難しいが、我々としても慎重に検討を進めていきたい。

佐藤政隆委員

私の地元の本宮市や大玉村では、いわゆるコミュニティ・スクールとして地域に開かれた学校を目指し、教育関係者や会社経営者、地域の有識者に学校運営協議会に参加してもらい、学校に対しての助言等を得ながら、特色ある学校づくりに取り組んでいる状況にある。

県立高校にこの制度がなじむかはわからないがそういった部分も必要ではないのか。県立高校改革において特色ある 学校の議論となった場合に、地域に開かれた部分をしっかりとつくっていくことによって、地域の住民といろいろな部 分で意見の交換ができる、あるいは学校が地域にとってどういったものであるかがしっかりわかってくると思うが、コ ミュニティ・スクールのあり方について、教育庁ではどう考えているのか。

県立高校改革室長

高等学校におけるコミュニティ・スクールについての質問である。改革の前期実施計画において6つに分けた学校群のうちに地域協働推進校がある。既に先行して本校化した学校が本県で3校ある。それは川口高校、西会津高校、湖南高校の3校であるが、今年度、この3校においてコミュニティ・スクールを構築するための研修会や講演会等を開いている。そういった学校において、指摘のあった学校運営協議会を設置できないかとのことで取り組みを進めている。

神山悦子委員

教職員の多忙化解消のために配置しているスクール・サポート・スタッフについて、昨年度の50校から今年度は70校 に配置をふやしたとのことが、人数は何人ふやしたのか。また、これは全部の学校ではないが、どこまで広げようと考 えているのか、来年度はもう少しふやすのか。そして、どういった身分になるのか。

義務教育課長

今年度は昨年度の50校から70校にふやした。人数にすると71名である。学校では印刷の手伝い等事務のいろいろな補助に携わっており、多忙化解消にもつながるといった現場の声を聞いている。今年度は70校71人だが、なるべく多くの学校に配置できるように検討していきたい。

今後の身分としては会計年度任用職員となる。

神山悦子委員

設置基準は15学級以上の学校だったと思うが、最大限広げた場合はどの程度必要となるのか。

義務教育課長

現在は15学級以上の小学校に配置している。スクール・サポート・スタッフについては、学校からは大変助かっている、役立っているとの声を聞いているので今後検討していきたい。

神山悦子委員

予算の関係もあるかもしれないが、15学級未満の小さな学校でも必要なはずである。むしろ事務分掌に余裕がない小さな学校の教員のほうがもっと忙しいかもしれないと考えると、この倍あっても足りないのではないか。

参考までに、義務教育の学校数について聞く。

義務教育課長

小学校が422校、中学校が214校である。

現在のところ、15学級以上の大規模小学校に配置している。